

ホームレス状態で生活する方の特別定額給付金について 要件が緩和され申請がしやすくなりました！

～公明党 佐藤しげき衆議院議員、山本かなえ参議院議員、
山口悟朗・山田正和両大阪市議会議員のあいりんシェルター視察より～



新型コロナウイルスの影響に対応すべく、迅速かつもれなく給付することを国が表明していた特別定額給付金。しかし、ホームレス状態で生活する人々にとっては申請にいくつもの障壁がありました。

- (1) 本人確認書類を持っていない人が多い。
- (2) 職権消除等の理由で、住民票がない人が多い。住民票を置くことが

できる簡易宿所もあるが、宿代を工面することがむずかしい。公的な施設で住民票をおける場所は自立支援センターに限られている。

(3) 銀行の預金通帳を持っていない人が多い。通帳を作るためには、本人確認書類と共に、銀行からの郵便物を受け取ることができる、実際の住所が必要となる。

大阪市市民局との交渉を経て、(1)の本人確認書類については、「日雇労働被保険者手帳」「特別清掃登録カード」も認めていただけることになり、釜ヶ崎の日雇労働者・ホームレス状態で生活する方が、申請しやすくなりました。また(3)銀行の預金通帳を持ってないことについて、大阪市では窓口での手渡しをすることになり、これによっても給付への道が広がりました。

もっとも大きな障壁として立ちはだかったのが、住民票の問題です。「二重給付を避けるため」という理由で、国としては住所の確認を外すことができません。しかし、住所を定めることが難しいホームレス状態で生活する人々にしつかりと10万円が給付されるならば、生活を向上させ、ホームレス状態から脱け出していく道筋も見えてくるかもしれません。また日雇いの仕事が止っている中で、命をつなぐ大事な方法ともなりうるでしょう。ここに大きなジレンマがありました。

そうした中で、6月13日に佐藤しげき衆議院議員、山本かなえ参議院議員、山口悟朗・山田正和両大阪市議会議員に、あいりんシェルターを視察に来ていただきました。ホームレス状態から給付金の申請を行う際の困難について長時間にわたって話を聞いていただきました。4日後の6月17日には、総務省自治行政局住民制度課長より、生活困窮者自立支援法に基づく一時宿泊施設やその他支援団体の施設などについても居住期間の長さに関わらず、住民登録が可能という通知を出していただきました。

通知を受けて大阪市では、今まで認められてきた自立支援センター以外でも、あいりんシェルターとケアセンターで住民票を置くことができるようになりました。

その結果、8月16日までの集計で、118人の方があいりんシェルターに住民票をおくことができ、特別定額給付金の申請に進むことができました。

ご尽力いただきました議員のみなさま、本当にありがとうございました。

シェルターに宿泊していた30歳代前半の方が、10万円の給付を足がかりにして、介護職につくことをめざし、大阪を出発されるということもありました。建設の仕事でこれまでうまくいかず、意欲を失いかけていたところ、給付金を携帯電話の確保や生活費に充てることができ、きっかけをつかむことができたようです。

釜ヶ崎から離れた地域でホームレス状態で生活する方、失踪宣告されている方、就籍手続きが必要な方等々、未だ給付の申請に至らなかった方々の特例的な取扱いのお願いについては、今後も提言を続けていきます。